



Yanagisawa Accounting Firm

# MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.27-2 2016.2.3

## 2016 経営革新 新春セミナーのお礼

新春恒例の「2016経営革新 新春セミナー」を平成28年1月28日（木）に茅野市民館コンサートホールにおいて開催しました。今回も多くの方に出席頂きました。誠にありがとうございました。



第1講座では、マイナンバー関連のセミナーを全国で展開されている、(株)船井総合研究所 チーフ経営コンサルタント 長島 淳治さんをゲスト講師にお招きし、マイナンバー制度により発生するリスクの対応策等について講演して頂きました。「マイナンバー」という堅苦しい内容を、笑いを交えながらわかりやすく解説していただきました。

マイナンバーへの対応は、①正しく理解して②基本方針を決めて③最低限の対応を的確に対応していくことが必要です。柳澤会計グループで販売を開始しました、「マイナンバーキット」をご購入頂くことをお勧めします。

第2講座では特定社会保険労務士の野口より、平成28年度の労働改正に盛り込まれている「残業の割増賃金率の50%」に向けて、事例を交えながら新しいワークスタイルなどを紹介・解説致しました。

また、副所長の両角より、税制改正や消費税の軽減税率などについて解説するとともに、中小企業がどのように対応していけば良いのか、講演させて頂きました。

今回は、平成28年8月25日（木）に茅野市民館コンサートホールにて「経営革新サマーセミナー」の開催を予定しております。次回も多くの方のご出席をお待ちしております。



### ◇◆カレンダー◆◇

#### 2016年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					
所得税確定申告受付開始						

#### 2016年3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
当番制出勤日						

## 平成 28 年度 税制改正大綱 個人・その他編

平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回は主な個人向け・その他の税制改正の内容を解説します。

### ■スイッチOTC薬の所得控除と医療費控除

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日にOTC医薬品（元来医療用医薬品として使われていた成分の有効性や安全性などに問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる一般用医薬品に転換（スイッチ）された物）を年間 12,000 円以上購入した場合、その費用から 12,000 円を差し引いた金額（上限 88,000 円）が所得控除の対象になります。

【要件】対象となる人は、健康に対して一定の取り組みを行う個人とされ、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診などを行う人が対象になります。ただし、現行の医療費控除との併用はできないため、医療費控除とどちらかを選択適用することになります。

【適用開始時期】平成 29 年 1 月 1 日より

1年間のスイッチOTC薬購入合計金額(1世帯あたり)

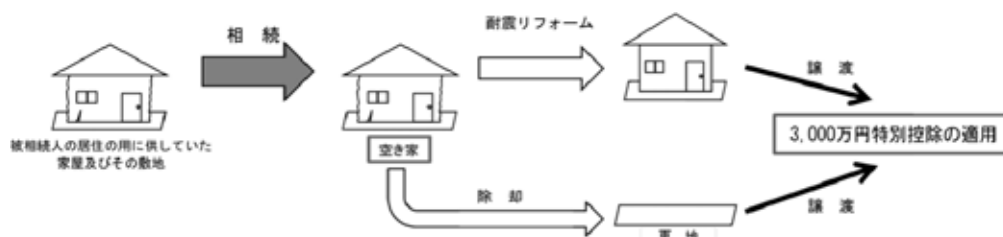


### ■空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例創設

被相続人の居住用家屋及び土地を相続により取得した者が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に一定の要件を満たして譲渡した場合、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円控除を適用することができます。

【要件】

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であること。
  - ・マンションなど、区分所有建物ではないこと。
  - ・相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
  - ・被相続人が自宅として利用していたが、相続開始により空き家になったこと。
  - ・相続開始以後 3 年を経過する日の属する 12 月 31 日までの間に譲渡が行われていること。
  - ・譲渡対価が 1 億円以下であること。
  - ・相続から譲渡まで、事業・貸付などで使用履歴がないこと。
  - ・譲渡時において、所定の耐震基準に適合していること（耐震改修をしていること）。
  - ・譲渡時、地震に対する安全性に係る規定など、行政から要件を満たす証明書等が発行されていること。
- 以上、すべての要件を満たす必要があります。



### ■通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当または通勤用定期乗車券の非課税限度額が月 10 万円から月 15 万円に引上げられます。

【適用開始時期】平成 28 年 1 月 1 日以降に受けるべき通勤手当より

## ■既存住宅に係る三世同居改修工事等をした場合の特例

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、個人が所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事※を含む増改築等（以下「三世同居改修工事等」という。）をして、その者の居住の用に供した場合、次の1または2のいずれかの特例を適用することができます。

※一定の三世同居改修工事とは、キッチン、浴室、トイレ、玄関、のいずれかを増設することで、改修後、これらのうちいずれか2つ以上が複数となること、対象工事の費用が50万円を超えるものをいいます。

### 1 ローン控除の特例

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
① 増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
② うち三世同居改修工事	～250万円	5年	2.0%

平28.4.1居住分  
↓  
平31.6.30居住分

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①	7.5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円
②	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

最高控除額  
62.5万円

三世同居改修工事等に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（償還期間5年以上、1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除することができます。

- ①一定の三世同居改修工事に係る工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高の2.0%
- ②①以外の住宅借入金等の年末残高 1.0%

### 2 税額控除の特例

$$\text{控除額} = \text{標準的な費用} \times 10\%$$

(限度額：25万円)

$$\left( \begin{array}{l} \text{単位当たりの} \\ \text{標準的な費用} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{改修} \\ \text{箇所数} \end{array} \right)$$

○ 改修部位ごとに単位当たりの標準的な費用を告示で規定

〈告示の例〉

#### ◎ 三世同居改修工事

- |        |        |
|--------|--------|
| ○ キッチン | ● 円/箇所 |
| ○ 浴室   | ● 円/箇所 |
| ○ トイレ  | ● 円/箇所 |
| ○ 玄関   | ● 円/箇所 |

三世同居改修工事等の標準的な費用の額の10%相当額をその年分の所得税額から控除することができます。



## ■自動車取得税の廃止と燃費税の導入

平成29年4月1日より、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車において環境性能割を導入します。

### 【制度の概要】

1. 自動車税・軽自動車税として取得時の課税。
2. 取得価額に対して省エネ法の燃費基準値の達成度に応じて0～3%の間で課税。

### ＜登録車・軽自動車＞

対象車	税率
電気自動車等	非課税
平成32(2020)年度燃費基準+10%	非課税
平成32(2020)年度燃費基準達成	1%
平成27(2015)年度燃費基準+10%	2%
上記以外	3% 軽自動車は2%

#### 非課税範囲の拡大

(現行取得税は平成32(2020)年度燃費基準+20%から非課税)

※税率区分は、2年ごとに見直し

現行の自動車取得税(1096億円\*)に比べて、2割程度(約890億円)の規模縮減

※平成27年度地方財政計画

(北原隆幸・原剛志)

## 補助金情報 ～平成 27 年度補正予算等～

平成 28 年 1 月 20 日、平成 27 年度補正予算等が成立しましたので、経済産業省関連予算等の概要の一部をお伝えします。

### 【1】ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）

1020.5 億円＜平成 27 年度補正＞

試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援。

- ①機械設備の取得費用などを補助。（一般型）・・・1 件あたり 1,000 万円上限 [補助率 2/3]
- ②設備投資を伴わない小規模な額での取り組みも補助。（小規模型）・・・1 件あたり 500 万円上限 [補助率 2/3]
- ③大幅な生産性向上に取り組む場合は、補助上限額を引き上げ。・・・1 件あたり 3,000 万円上限 [補助率 2/3]

### 【2】中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

442.0 億円＜平成 27 年度補正＞

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備（空調・工業炉・給湯など）への更新を支援。

補助率：設備取得費用の 1/3

### 【3】小規模事業者支援パッケージ事業（持続化補助金等）

100.0 億円＜平成 27 年度補正＞

小規模事業者※従業員数が 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）が商工会・商工会議所と一体となって実施する販路開拓の取り組みを支援。

具体的には、販路開拓用のチラシ作成、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助。・・・1 件あたり 50 万円上限 [補助率 2/3]



### 【4】消費税軽減税率対策予算

995.8 億円＜平成 27 年度予備費＞、170 億円＜平成 27 年度補正＞

消費税軽減税率制度の導入に伴い、複数税率に対応した区分経理等を行う必要のある事業者に対して支援。

- ①複数税率に対応するための新たなレジの導入を支援・・・1 件あたり 20 万円 [補助率 2/3]
- ②複数税率に対応するための受発注システムの改修を支援
  - ・・・小売事業者 1 件あたり 1,000 万円 [補助率 2/3]
  - ・・・卸売事業者等 1 件あたり 150 万円 [補助率 2/3]



## 職員コラム ～ ブログの難しさ ～

伊藤 貴文

前回何時頃職員コラムに登場したか忘れてしまいましたが、久々に職員コラムを記載します。さて皆さん柳澤会計 HP 内にある「柳澤会計ブログ」は御存知でしょうか？毎日職員が日替わりでブログをアップしています。私自身も片手で数える程度しかアップできていませんが毎月ブログを行っています。

しかし個人でブログは行っていないため、毎回何を記載すればいいのかわかっています。当事務所クライアントの某建設会社のブログを拝見させていただきましたが、写真などを毎回アップしており読む側が楽しめるよう工夫されていました。自分もいざ写真をアップしてブログ作成を行なおうとしましたが仕事柄場違いな写真はアップできないので毎回写真なしでブログを作成しています。

今後は皆様方が楽しんでもらえるようなブログを提供できるよう色々なブログを参考にしつつ毎月作成していきますので是非皆様柳澤会計 HP 内の「柳澤会計ブログ」も宜しく願います。

